

割賦販売小委員会中間整理の概要

～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～

令和元年 6 月

経済産業省 商取引監督課

決済テクノロジーの進化

- 近年、ICTの進展に伴い、決済分野においても、決済テクノロジーが進化し、スマートフォン・アプリやQRコード等の多様なインターフェースを用いた決済サービスが登場している。
- 特に、FinTech企業を中心に、ビッグデータ・AI等といった新たなテクノロジーを背景として、多様な消費者ニーズを捉えつつ、UI/UXに優れた利用者目線のサービスが広がりを見せている。
- また、IT系・SNS系事業者やECモール事業者を始めとした決済分野以外の事業者の決済分野への参入も含め、従来の「業」の垣根を越えた決済サービス・主体の多様化が進んでいる。

ICT技術の進展

→安価で利便性の高い高付加価値なサービス提供が可能に

スマートフォンの普及
(平成22年9.7%→平成29年75.1%)

(出典 平成29年度総務省情報通信利用動向調査)



顧客接点の獲得容易化

クラウドサービスの普及
(平成25年33.0%→平成29年56.9%)

(出典 平成30年版総務省情報通信白書)



サービス提供コストの低下

AI、ビックデータ、
ブロックチェーン等の新技術

新たな分析・取引記録の技術



NFC端末の普及、
QRコード、生体認証 etc

多様なインターフェースの登場



決済分野におけるテクノロジーの活用

- ・ スマートフォン・アプリやQRコードなど多様なインターフェースを活用した決済サービスの登場
- ・ クラウドの活用やアジャイル型の開発手法などによる安価でスピーディなサービス提供
- ・ AI等新技術を用いた分析による、より質の高いサービスの提供

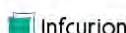


決済サービス・主体の多様化

FinTech企業の決済サービス

- ・ スマートフォンやインターネットを活用
- ・ UI/UXに優れた利用者目線のサービス
- ・ 多様な消費者ニーズにきめ細かく対応

※UI：ユーザーインターフェース
UX：ユーザーエクスペリエンス



異業種からの参入

これまでの流通系事業者や交通系事業者の他、決済分野以外の事業者が「業」の垣根を越え参入

IT

SNS

ECモール

携帯キャリア

コンビニ

宅配サービス

今後の規制体系のあり方

決済テクノロジーの進化する中、技術革新を適切に取り込んでいくための、より柔軟な規制の枠組みが求められており、以下のような考え方に則ってそのあり方を見直すことが必要である。

- テクノロジーの進化に伴い、例えば、従来取得できなかった膨大なデータ（ビッグデータ）が取得できるようになるとともに、新たにAI等の高度な分析手法が登場し、決済分野も含め、これらを事業活動の中で活用することが可能となっている。この技術革新は、一時的・断続的なものではなく、絶えず継続的に生まれるものであり、**技術のあり様は常に進化を続けている**。
- 割賦販売法制においても、こうした技術革新を適切に取り込むことで、より利便性の高い消費者サービスの提供と、より高度で精緻な消費者保護が実現されることが期待される。一方で、これらの新たな技術・サービスは、既存の規制体系では捉えきれず、また、画一的な規制は新たな技術革新を阻害するおそれも指摘されている。このため、**技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組み**が求められている。
- 具体的には、**リスクベース・アプローチ**や**性能規定**の導入など、技術の進展に対しても陳腐化・形骸化しない柔軟な規制への見直しや、**RegTech／SupTech**などによる被規制事業者・行政双方の法規制対応の高度化など、規制手法の変革が必要である。
- これまでの画一的で一律の規制の枠組みの中で存在していた方法のみならず、事業者の多様な取組を許容することは、リスクを増加させる要因ではなく、むしろ、**事業者の創意工夫やイノベーションを通じてより安心・安全な取引環境を構築するために重要な方法**であり、**消費者保護を精緻化するアプローチ**であると考えられる。今後、こうした取組を促進することにより、我が国の後払い決済サービスにおける消費者保護を精緻化し、**テクノロジー社会を前提とした新たな安心・安全なクレジットカード利用環境の整備を進める**ことが必要である。

未来投資会議からの要請

以下のような未来投資会議要請も踏まえながら、割賦販売法制のあり方について検討を進める必要がある。

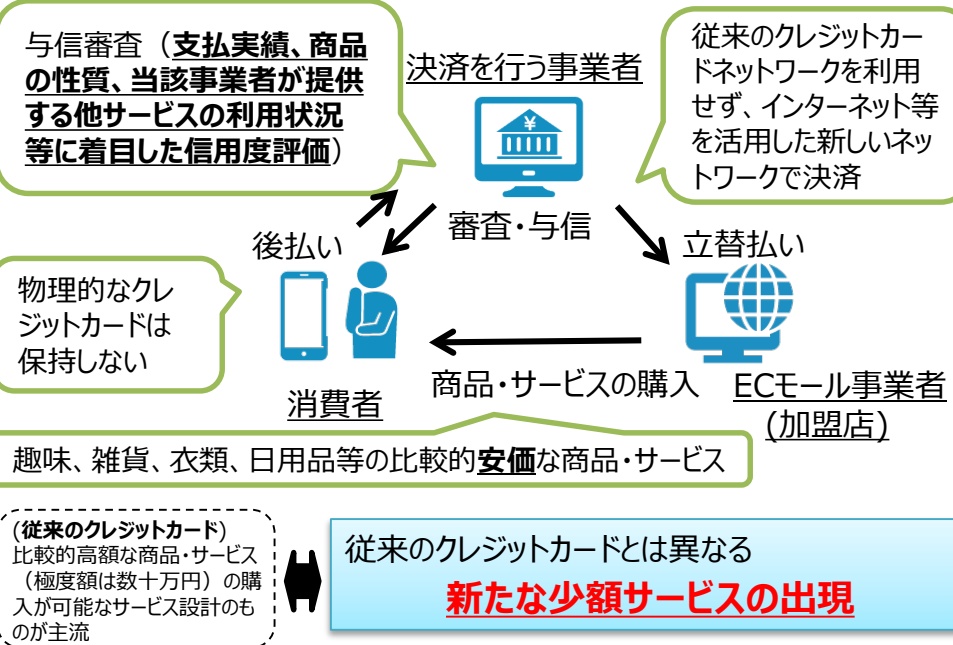
未来投資会議 経済政策の方向性に関する中間整理（H30/11）

個人・事業者がより便利な条件で金融・商取引サービスが可能となるよう、現在の業態ごとの関連法制を同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制へと見直し、新規事業者の参入を促進する。来夏までに、フィンテック事業者を含む様々な主体が新たなサービスを提供している決済分野等を中心に、基本的考え方の整理を行う。

少額・低リスクのサービス

- 従来、クレジットカード決済は、比較的高額な商品・サービス（極度額は数十万円）の購入が可能なサービス設計のものが主流であったが、テクノロジーの進化により、膨大なデータの収集・解析などを通じ、少額な範囲で高度なリスク管理手法を活用した新たなサービスの展開が可能となるなど、決済サービス・主体の多様化が進んでいる。
- 従来とは異なる少額・低リスクのサービスなど、決済サービス・主体の多様化が進んでいるにもかかわらず、2ヶ月超・リボ払いの後払いサービスに対し、割賦販売法における多くの規制においては、事業規模やリスクによらず、従来型の比較的高額なサービスを想定した重い規制が一律に課されている（一部の民事ルール等を除く）。

新たな少額サービス（例）

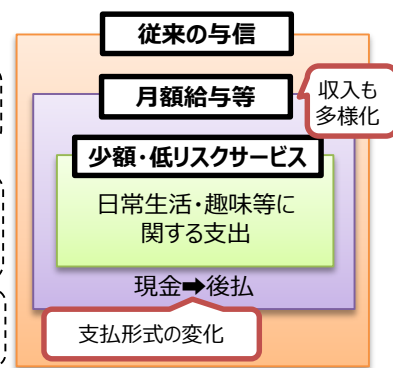


少額・低リスクのサービスのポイント

少額決済における消費者ニーズの多様化
（現金→**後払**・即時払・前払）

月額給与等の一部を使用し**普段の支出を後払いという形式で行うもの**であり、従来の月額給与等水準を大きく超えた極度額を設定して払うものとは異なる。

過去の実績等に基づいて**支払可能な範囲で与信**を行い、延滞などの際には枠の減額やサービスの停止を迅速に実施。



➡少額の範囲のサービスであり、主として**月額給与等の中で賄われるような少額の支出を後払いの形式**とするものであり、従来のクレジットカードサービスに比べて、極度額が少額に抑えられている限り、**支払が過度に困難な債務を負うことは通常想定しにくい**。また、当該サービスについては、テクノロジーの進化により、取引履歴等のビッグデータを収集・分析することが可能となり、それに基づく精緻な与信審査の実施など、**より高度なリスク管理が可能となっている**。

リスクベース・アプローチの導入

テクノロジーの進化を背景に決済サービス・主体が多様化する中で、割賦販売法においても、一律の規制ではなく、リスクに応じ柔軟な規制を行う「リスクベース・アプローチ」の考え方を導入することが適当である。例えば、それぞれ以下のようなことが考えられ、今後これらを含め、具体的な制度のあり方を整理し、制度化を図る必要がある。

クレジットカード番号等の適切管理

- 少額・低リスクサービスの場合、事業環境等を踏まえつつ、そのリスクに応じた適切管理のあり方とすることを検討しうるのはではないか。なお、国際ブランドの付帯しないカードについては、実行計画（※）でリスクに応じた対応が求められており、これを基本とした取組が求められるのではないかな。

（※）クレジット取引セキュリティ対策協議会において策定する「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」

取引条件の表示義務

- その内容について、少額・低リスクのものについては、必要最低限のものにすること等が検証しうるのはではないか。

苦情処理

- 抜け漏れのない苦情対応を前提としつつ、苦情処理の方法・体制については、その事業実態・リスクに応じた対応を検討しうるのはではないか。

資本要件（現行2,000万円）

- その必要性や有効性を検討する必要があるのではないかな。

体制整備

- 少額・低リスクなサービスにおいては、事業環境等を踏まえつつ、リスクに応じたものとすることが検討しうるのはではないか。

セーフティーネット

少額・低リスクのサービスに対してリスクベース・アプローチを適用する場合、一方で消費者トラブルや法令違反を防止するためのセーフティーネットの措置を検討する必要がある。具体的には以下のようなことが考えられる。

1. 執行強化

- RegTech／SupTechの活用など

2. 事後規制のあり方

- 罰則のあり方など
（現行法の事後規制）
 - 改善命令（30条の5の3等）
 - カード等の交付等の禁止（34条）
 - 登録取消し（34条の2）
 - 報告徴収、立入検査（40条、41条）
 - 刑事罰（49条等）

3. 新成年への対応の充実

- 成年年齢引下げを見据えた対応

支払可能見込額調査に関する規制

割賦販売法における支払可能見込額調査では、調査事項、調査方法（指定信用情報機関の信用情報の使用義務等）及び算定方法が一律に規定されている。

支払可能見込額調査の概要（法第30条の2、30条の2の2）

利用限度額 > 包括支払可能見込額 × 90/100 ⇒ カード等の交付、付与、極度額の増額の禁止

クレジット債務を支払うために、利用者が現に生活している住宅を奪われず、最低限度の生活を維持でき、債務を持続的に支払可能と見込まれる1年あたりの額。

登録の審査基準において算定方法を提示。

包括支払可能見込額 = 年収（+ 預貯金）

⇒利用者からの申告等 ⇒利用者の利益の保護の観点から
必要な場合に限り調査

－ クレジット債務 － 生活維持費（※ その他、「借入」状況を「勘案」）

- 自社の債務の支払いの状況
- 信用購入あつせんに係る債務の支払の状況について**指定信用情報機関の情報を使用しなければならない（法第30条の2第3項）**

以下の事実の確認に基づき省令別表第2により算定

- ① 生計を一にする者の合計数
- ② 居住の用に供する建物の所有状況、住宅ローンの有無、住宅の借賃の有無

【省令別表第2】

（単位：万円/年）

利用者と生計を一にする者の合計数	4人世帯以上	3人世帯	2人世帯	1人世帯
持家かつ住宅ローン無／持家無かつ借賃負担無	200	169	136	90
持家かつ住宅ローン有／持家無かつ借賃負担有	240	209	177	116

支払可能見込額調査の適用除外規定

- 極度額が30万円以下の範囲でカード等を交付、付与、極度額を増額する場合 等
（但し、**指定信用情報機関への照会の結果、以下に該当する場合は支払可能見込額調査を行わなければならない。**）
- 延滞がある場合
- 自社の債務額が50万円超の場合、又は他社を含む債務額が100万円超の場合

指定信用情報機関への信用情報の登録義務

加入包括信用購入あつせん業者は基礎特定信用情報を提供することが求められる。

（基礎特定信用情報）

（全12項目）

- 氏名
- 住所
- 生年月日
- 電話番号
- 勤務先
- 保険証又は本人確認書類に記載された番号等
- 利用者と2か月超・リボ払いの契約をした個々の年月日
- 支払時期未到来又は支払義務未履行のクレジット債務
- 1年間に支払いが見込まれる額
- 支払遅延の有無 等

技術やデータを活用した与信審査（クレジットカード会社／レンディング分野）

- クレジットカード会社では、割賦販売法の支払可能見込額調査は行いつつも、別途、技術を活用しつつ膨大な実績データ等に基づきより精緻なスコアリングモデルによる与信審査を行い、これを重要な判断要素としている企業もある。
- レンディング分野においては、ビッグデータ・AI等の技術を用いた新たな与信審査手法が数多く出現し、与信の精緻化が進んでいる。

クレジットカード会社における与信審査の例

クレジットカード会社における与信手法の例

技術等を活用したスコアリングモデル
によりより精緻な審査

重要な判断要素としている

ポイント

過去の膨大な取引データやノウハウをもとに与信モデルを構築。

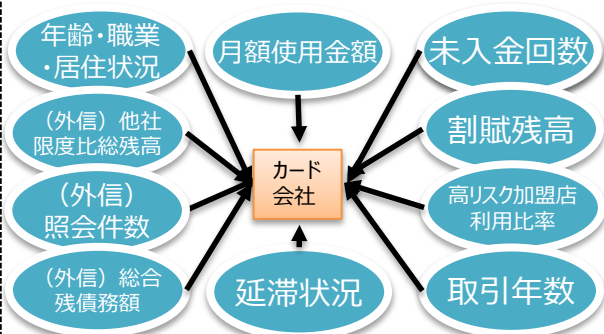
以下のような情報等により、精緻なスコアリングを実施。

<スコアリング元情報（例）>

- ・ 居住状況、家族構成、職業等の属性情報
- ・ 自社の過去取引振りに関する情報
- ・ 外部信用情報機関から取得した情報
- ・ 利用金額に占める高リスク加盟店の割合

支払可能見込額調査に基づく調査

様々なリスク評価項目をスコアリングに役立てている。



→各社が用いるリスク評価項目はそれぞれの技術・ノウハウにより異なる。 etc...

スコアリングのイメージ

新技術の取り込み

蓄積された膨大なデータ
(ビッグデータ)

長年培われた分析
手法やノウハウ



技術・データを活用した高度な
スコアリングモデルの構築

(専門技術者による継続的な改善)
与信審査に活用



申込情報



外信情報

項目（例）	スコア値
年齢	0.12
他社断り者数	0.72
総合残債務額	0.35
ショッピング残高	0.02
繰上・増額返済回数	0.33
...	...

蓄積されたビッグデータ等
を元にスコア値を算出

与信判断、カード発行

レンディング分野における与信審査の例

AI・スコアレンディング

J.Score（みずほ、ソフトバンク）

AIを活用して、「生活」「性格」「ファイナンス」などの利用者のさまざまな情報から、**信用力と可能性**（現在の信用力のみならず将来の信用力を推定）をスコア化。

トランザクションレンディング

Rakuten

楽天市場出店店舗に対して、**市場での売り上げ実績**等を元に融資枠を設定。また、楽天市場楽天カード**売上分からの支払い**とすることで資金管理を厳格化。

ビッグデータ活用

ALTOA（弥生、オリックス）

会計ソフト「弥生」が持つビッグデータ、「オリックス」が持つ与信ノウハウ、「d.a.t.」のAI技術を活用した与信モデルを通じ、インターネットによるスモールビジネス向け融資サービスを展開。
決算書情報など一時点での静的データではなく、主として日々の仕訳データなどの動的データを活用した与信モデルを構築。

動的データ活用

Kabbage（米国）

電子商取引でのデータ（ショップの売上・在庫データやサイトのトラフィック、顧客からのレビューなど）を用いて独自のスコアリングを実施。

個人ローンにおいても**口座やカード決済状況をモニタリング**して融資するサービス「Karrot」を提供。

（出典）各社HP情報等を元に作成

技術やデータを活用した与信審査（少額決済分野）

少額決済分野においても、技術の進展により、従来の年収や預貯金といった一定時点での情報（静的情報）だけでなく、支払・取引履歴、購入商品データ、金融データ、詳細属性情報といった膨大な種類・量のデータ（よりリアルタイム性の高い動的情報）を取得することができるようになり、また、これらをAI等により精緻に解析した与信審査が可能となっている。

新たに登場している与信方法（主として少額決済分野）

<例 1>

- 「支払能力」(※ 1)
 - 「約束履行力」(※ 2)
 - 「趣味嗜好性」
- このような蓄積された行動データを元に総合的にスコアリングを行い、最終的に信用ランクを算出

(※ 1) 過去の購買履歴や支払履歴の情報を元に算出する信用力

(※ 2) 支払いまでの日数や出品商品の発送遅延履歴等を元に算出する信用力

<例 2>

- 「通信契約の契約年数」
- 「料金の不払い」
- 「契約状況」

といった、当該事業者の関連する契約の状況等を元に与信を実施。

<例 3>

- 「サービスの利用実績」
- 「不正利用リスク値」(※ 1)
- 「商品の換金率や転売の容易さ」
- 「商品の特性」(※ 2)

などに着目したリスク評価、審査を実施
(※ 1) 商品送付先住所情報を元に不正利用のリスクを算出

(※ 2) 商品サービスごとに利用者の傾向や効能の客観性等からリスクを算出

ポイント

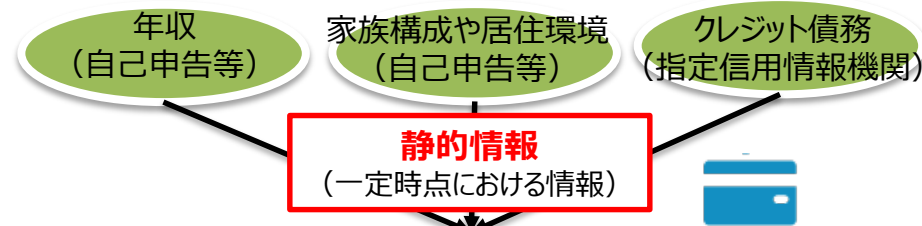
- 少額（10万円程度の範囲内）であって、少額の商品・サービスの購入に充当される。
- それまでの取引履歴や行動様式情報等の実績に基づいて、支払可能な能力・額を確認し、その範囲内において与信をしている。

少額決済分野において、支払可能見込額調査等では把握しきれなかった取引履歴等の個別データをテクノロジーにより収集・分析できるようになり、これに基づく与信審査を行うことにより、少額決済分野でのリスクコントロールができるようになっている。

- 延滞などが発生した場合には、**枠の減額やサービスの停止**（親サービスの停止も含む）といった対応を**迅速に実施**している。

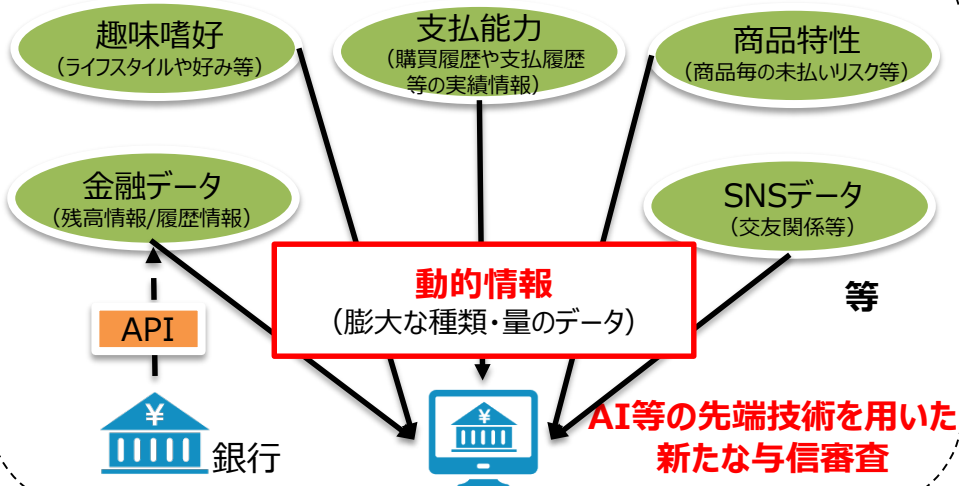
技術が進展し、活用できるデータが飛躍的に増大

支払可能見込額調査



技術が進展し、活用できるデータが飛躍的に増大

新たな与信手法



与信審査における性能規定の導入

- 与信審査において、かつては考えられなかったようなデータも含め、様々なデータを利用することが技術的に可能となっている中、一律の規制ではなく柔軟な規制により、技術革新を取り込みつつ、より精緻な与信審査を促進することは、より安全で安心なクレジットカード利用環境を整備するうえで、有効な手段である。
- また、技術・データを活用した与信審査を許容し、与信イノベーションを促進することを通じ、より高度な分析手法が生まれるとともに与信審査の精度が向上する。これが過剰与信防止に結びつくよう運用されることにより、更なる過剰与信防止の精緻化につながるといった、好循環を生み出すこととなる。同時に、当該与信イノベーションは、消費者が適正な与信サービスを楽しむことができるよう運用されることが必要である。
- 以上より、過剰与信を防止するための与信審査における手法についても、技術・データの活用が進む中、割賦販売法において、「性能規定」の考え方を導入し、こうした技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組みとすべきである。

技術による消費者保護の精緻化

技術進展により収集・活用できるデータの種類・量が飛躍的に増大

蓄積されたビッグデータ

(例) 各属性ごとの延滞率等

長年の分析手法・
ノウハウの活用⇒

与信モデルによる分析

(例)
利用状況に応じた
複数の与信モデル

新たに活用可能となった情報

(例) 取引履歴情報、支払情報、
行動履歴情報等

テクノロジーの
進化⇒

AIによる解析

これまでになかった
分析技術の登場

技術やデータを活用した与信審査による消費者保護の精緻化

基本的な考え方

- FinTech企業による購入履歴等のビッグデータ・AI解析を活用した与信審査手法や、クレジットカード会社による過去の膨大なデータ・蓄積されたノウハウを活用した与信審査手法などが出現している中、性能規定の考え方に基づけば、**技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができる**とすべきである。
- また、性能規定の導入にあたっては、**少額・低リスクのサービスに対し、そのリスクに応じた相応の規制を課すなど、リスクベース・アプローチの観点**も踏まえつつ、制度設計がなされるべきである。

性能規定の評価主体と基準

支払可能見込額調査に性能規定を導入するにあたっては、その評価主体と基準について、適切に制度設計を行う必要がある。

性能規定の評価主体と基準

- 事業者における技術・データを活用した与信手法が支払能力を超えた与信につながらないと考えられうるかどうかを評価する主体については、事業者が自ら判断・評価する方法と行政等の第三者がチェックする方法が考えられる。また評価のタイミングとしては、事前と事後の2つの場合が考えられる。**適切に過剰与信防止措置を講じていくためには、行政等の第三者が事前にチェックを行うとともに、事後的にも、行政等の第三者に対し、定期的なレポート等によりチェックをすることが必要**である。
- また、事業者においては、①**技術・データを活用した解析手法、スコアリング手法により与信審査を行っていること**（但し、その手法については、性能規定の考え方に基づき、一律の要件を定めることとはしない）、②**延滞率（又は貸倒率）を一定の水**
準・範囲とすることが求められる。延滞率（又は貸倒率）の設定にあたっては、自社実績等を基本としつつ、必要に応じ業界平均等も加味することとし、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、各社ごとの基準を設定することとする。
- 以上により、**性能規定の適用にあたっては、当該事業者が用いる与信審査手法を明らかにした上で、延滞率（又は貸倒率）を適切に設定するとともに、定期的なレポートを行うことを通じ、事前チェック及び事後チェック（プレッジ・アンド・レビュー）により、適切な管理を担保することとする**。その際、いたずらに事業活動を制約することがないよう、経済環境の変化等に留意することが必要である。

指定信用情報機関の信用情報の使用・登録について

指定信用情報機関の信用情報の使用について、以下のよう
に整理することができる。

指定信用情報の信用情報の使用義務に関する整理

性能規定の考え方にに基づき、購入履歴等のビッグデータ・AI分析や過去データ・ノウハウに基づく与信審査により、支払可能な能力を判断できるものとして、支払可能見込額調査を行わない場合には、支払可能見込額調査の算定式を用いず、技術・データに基づく与信モデルを用いることとなるため、必ずしも**指定信用情報機関の信用情報の使用は必要とはならない**。
このため、**当該情報の使用を一律の義務としては課さないことが適当である**と考えられる。

なお、現行規制では、**極度額30万円以下の場合には支払可能見込額調査の適用除外とする一方、指定信用情報機関への照会の結果、延滞等がある場合には、支払可能見込額調査を行うこととなっている**。
この指定信用情報機関への照会は、割賦販売法上は、あくまでも、**支払可能見込額調査を行う必要があるか否かを判断するための義務**であり、支払可能見込額調査に代えて、技術・データを活用した与信審査を行う事業者において、**常に与信審査が行われている場合には、与信審査の要否を決めるための指定信用情報機関への照会は不要**である。

指定信用情報機関への信用情報の登録について、以下のよう
に整理することが考えられる。

登録義務についての整理

サービスの種類	少額・低リスクサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合	左記以外のサービス
登録義務	義務を課さない	義務を課す

(少額・低リスクサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合) →登録義務を課さない理由

- 新たに登場している少額・低リスクのサービスは、**従来型のクレジットカードサービスとはマーケットが異なっている**のではないかな。
- 自ら指定信用情報機関の信用情報を使用しないにもかかわらず、**他社による利用のためにコストを払い、登録しなければならない**とすることは妥当ではないのではないかな。
- 日常生活・趣味等の数千円～数万円のサービスに係る債務の登録コストに対し、当該信用情報を使用する有効性（費用対効果）は**低い**のではないかな。
- **イノベーションと消費者保護のトレードオフの関係の妥協点**として、少額・低リスクのサービスにまで、登録義務を課すことは適切でないのではないかな。

(上記以外のサービス) →登録義務を課す理由

- 少額・低リスク以外のサービスにおいては、**債務額が大きくなりうる**ため、指定信用情報機関の信用情報の使用の有無にかかわらず、**過剰与信防止の観点**から信用情報の登録が必要と考えられる。（他社に対しての影響も大きい）
- 指定信用情報機関の信用情報を使用する場合には、**片務的な使用の権利を享受するのみならず、他社との相互利用の観点**から登録する必要があると考えられる。
- 全体として**クレジット債務の多くを占めるとともに、自社・他社の相互利用の際の情報の信頼性**という観点からも登録する必要があると考えられる。

性能規定に関する考え方

以上のような考えに基づき、性能規定の導入についての見直しの方向性として考えるものをまとめると下図のようになる。制度見直しを考える場合にも、小委員会で出された意見を踏まえる必要がある。

	少額・低リスクのサービス （極度額10万円以下）	少額・低リスク以外のサービス	
		技術やデータを活用した方法で 与信審査ができる事業者	それ以外 （現行不変）
サービスを提供する事業者	購入履歴等のビッグデータや解析技術を活用して支払い可能な能力を判断できるとする者 （ これに該当しない者については現行通り ）	過去のビッグデータや与信スコアリングを活用して支払い可能な能力を判断できるとする者	左記以外
事前・事後チェック プレッジ・アンド・レビュー	性能規定の適用にあたっては、事業者が用いる与信審査手法を明らかにした上で、延滞率（又は貸倒率）を適切に設定するとともに、定期的なレポートを行うことを通じ、 事前チェック及び事後チェック （プレッジ・アンド・レビュー）により、適切な管理を担保することとする。 ※延滞率（又は貸倒率）については自社実績等に基づき一定の水準・範囲とする。	※延滞率（又は貸倒率）については、自社実績や業界平均等を踏まえつつ、一定の水準・範囲とする。	現行と同様
支払可能見込額調査	現行の支払可能見込額調査に代えて、技術・データを活用した与信審査を実施		
指定信用情報機関の信用情報の使用義務	一律の義務としては 課さない （使用することはできる）		
与信審査結果を超える与信の禁止	支払可能と判断した能力を超えた与信の禁止 （現行の包括支払可能見込額を超えた与信の禁止と同様の考え方）		
指定信用情報機関への信用情報の登録義務	指定信用情報機関の信用情報を使用しない場合には義務としては 課さない	引き続き義務を 課す	

※事前・事後チェックの方法については、**リスクベース・アプローチの考え方**を採用し、**リスクに応じた相応の規制**を課す。
※新規事業者については、事業者登録時に事前チェックをワンストップで行うなど可能な限り簡素な手続きとする。

与信審査への性能規定の導入に係る他方意見

与信審査における性能規定の導入に関し、一部の委員から以下のような意見があった。

支払可能見込額調査全般に関する意見

- 平成20年改正時の内外環境を踏まえた改正趣旨に照らし、技術・データを活用して支払可能な能力が判断できる場合において、他社でのクレジット債務額を把握することなく与信審査を行う場合には、**支払可能見込額調査に代替する性能を確保できるか否かについても確認**することが求められる。
- 全てのクレジットカード会社がAIやビッグデータ等を活用した与信審査の手法を開発・運用できるわけではないことから、**引き続き支払可能見込額調査に基づく与信審査の手法も残しておく必要がある**。

指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務に関する意見

- 割賦販売法第30条の2第3項では「包括信用購入あっせん業者は、第1項本文の規定による調査（**支払可能見込額調査**）を行うときは、…指定信用情報機関…が保有する**特定信用情報…を使用しなければならない**」とされているが、他方、「**支払可能見込額調査**」を行わない場合においても、**支払能力の調査にあたり指定信用情報機関を利用することと登録の義務づけが必要である**。
- 既存の登録義務を一律に課すのではなく**一定金額以上の債務が積み重なった場合や延滞が発生した場合についてのみ登録義務を課すこと**としたり、**登録頻度や求める情報を見直すこと**によって対応できるのではないか。
- 更に、指定信用情報機関への加入の手続きに時間を要する、画一的なシステム対応が求められる、24時間の照会・登録ができないなど、FinTech企業をはじめとした利用事業者のビジネス展開に支障が生じているとの**運用面の課題**についても指摘があった。この点については、監督当局とともに、指定信用情報機関において、事業者の支障のないよう、**運用・システムのあり方を検証・改善する必要がある**。

時代の要請を受けた消費者保護の課題① ～成年年齢の引下げと新成年への対応～

- 成年年齢を20歳から18歳に引下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立。
(2018年6月13日成立、2022年4月1日施行)
- 消費者被害の拡大を防止する施策などの環境整備が必要であるとの指摘から、関係府省庁連絡会議を開催し、総合的かつ効果的な取組みを推進中。
(第1回2018年4月16日、第2回2018年9月3日、第3回2019年6月17日予定)
また、当該連絡会議の下に幹事会を設置し、消費者関係施策について参考人からのヒアリング及び意見交換を行っており、今後その議論を踏まえ、必要に応じて工程表を改定する予定。
- クレジット分野においては、「クレジット取引における信用供与の健全性確保」として、2018年度以降以降も引き続き必要な対応について業界と議論していくこととしている。

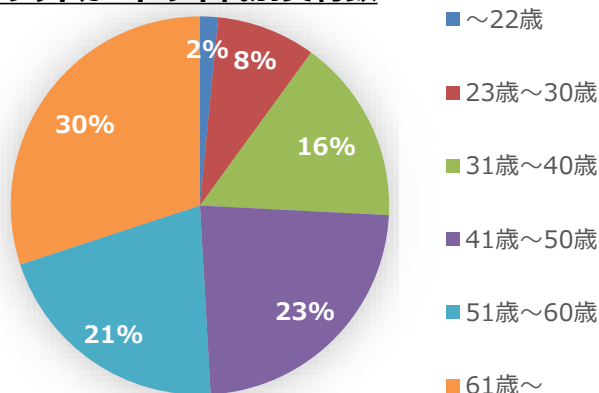
工程表

項目名	施策内容	現在までの取組	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
与信審査について						
クレジット取引における信用供与の健全性確保	若年者に対する支払可能見込額の調査を一層適切に行う取組を推進	制度として支払可能見込み額の調査を実施するとともに、クレジット業界により自主的な以下の取組を実施。 ・クレジット教育支援活動の強化（全国400の高校に教材を無料配布，教員向けの勉強会，教育機関への講師派遣等） ・消費者への理解促進活動の促進（大学780校にパンフレット配布，啓発キャンペーンの実施等） ・未成年者からクレジット契約の申込を受ける場合，当該未成年者の親権者に同意を得ることを求める 日本クレジット協会を通じて、包括クレジット業者254社・個別クレジット業者146社に対し、若年者・未成年者との契約の実態把握のための調査を実施。	若年者に対する支払可能見込額の調査を通じた過剰与信防止措置を適切に行うとともに，普及啓発活動を通じてより一層消費者被害対策を推進。 引き続き、成年年齢引下げに向けた業界の方針・取組状況等を把握のうえ、必要な対応について業界と議論。			

時代の要請を受けた消費者保護の課題① ～成年年齢の引下げと新成年への対応～

- 平成30年4月に経済産業省が日本クレジット協会を通じて実施した未成年者（新成年となる18～20歳を含む）との契約に対する取組に関するアンケートでは、極度額を少額（10万円～30万円）に設定するなどの自主的な取組が行われていることが確認された。
- また、日本クレジット協会においては、自主ルールの策定や学校でのクレジット教育を支援する活動などの取組が行われている。

クレジットカードの年代別契約数



教材、配布啓発物のイメージ



（出典）日本クレジット協会HP

クレジットカード会社による取組

- ・ 与信審査は、成年と同様、定収入の確認と返済能力を調査。
- ・ 加えて、以下の自主的な取組を実施。
 - ①極度額を小額に設定（10～30万円）…約7割
 - ②30万円以下の極度額の特例に関わらず、原則支払可能見込額調査を実施…約6割

日本クレジット協会による取組

（出典）日本クレジット協会による調査

- ・ 割賦販売法に基づく「認定割賦販売協会」として、適切な支払可能見込額調査の徹底など、自主的な取組に係る規則等（自主ルール）を制定し、会員企業等における遵守を徹底。同時に、未成年者からのクレジット契約の申込時に、親権者の同意を得る旨も定めている。
- ・ クレジット教育支援活動の拡充・強化を進めている。

平成30年4月～平成31年1月までの取組み例

- ・ クレジット教育に係る教材等の提供（全国の高等学校等に案内し、希望のあった約850校に対して無償配布。また、HPからもダウンロード可能）
- ・ 教員向けの勉強会の実施（10地区10会場で開催し、約200名の教員が参加）
- ・ 教育関係機関への講師派遣（23の学校等の教育関係機関に講師を派遣）

クレジット契約に係る未成年者への対応に関しては、現在、上記のような自主的な取組が実施されているが、こうした取組を参考とし、今般の見直しに対するセーフティーネットとしての観点も踏まえつつ、新成年への対応を更に充実していくことが必要である。

時代の要請を受けた消費者保護の課題② ～利用者に対する書面交付義務～

- 先般の割賦販売法改正において、FinTechの更なる参入を見据えて、クレジットカード利用時（2月超・リボ払い）における加盟店の書面交付義務を見直し、事前の利用者の承諾を必要とせず、電子メール等による情報提供を可能とする改正を行った。（但し、書面交付を求められたときは、法定事項を記載した書面交付が必要）
- 他方、包括信用購入あつせん業者については、現行法上、カード等の交付時、クレジットカード利用時、リボ払い債務請求前に、原則として書面交付が義務付けられている。電子メール等による方法を用いるためには、引き続き利用者の事前の承諾が必要となっている。
- 近時、クレジットカード媒体ではなくQRコード等を用いたスマホ決済が普及するとともに、スマホやパソコン等を利用したEC取引が一般化しており、こうした場合には、書面交付ではなく電子メール等による情報提供がよりなじむと考えられる。

現行割賦販売法における書面交付義務（包括）

義務の主体	義務の内容	電子メール等によることの可否
包括信用購入あつせん業者	カード等の交付又は付与時の取引条件表示 （例）カード会員規約の手交・郵送	原則：書面交付 例外：利用者が承諾した場合に電子メール等の方法によることができる。
	カード利用時の書面交付 （例）毎月の利用明細の郵送	
	リボ払い債務請求前の書面交付 （例）請求書の郵送	
加盟店	カードによる商品購入時の情報提供 （例）対面取引におけるレシート、領収書の交付、EC取引におけるマイページでの表示	原則：情報提供（書面／電子メール等のいずれも可） 例外：書面交付を求められたときは、書面交付

考え方

スマートフォン・パソコン完結型のサービスについての完全電子化

包括信用購入あつせん業者の取引条件表示・書面交付及び加盟店の情報提供に関し、スマートフォン・パソコン完結型のサービスについては、**完全電子化**することについても検討を進める必要がある。

スマートフォン等の利用者の利便や事業者の負担の観点に加え、（こうした仕組みを利用する利用者は既にインターネット等を使いこなすことができると考えられ、）「**デジタル・ディバイド**」の観点からも許容できるものであると考えられる。

包括信用購入あつせん業者に対する書面交付義務の見直し

当該範囲において、より一層の電子化を可能とすることは、近年スマートフォン・パソコンを利用したクレジットカード決済が普及する中で、**利用者の利便性を向上させるとともに、事業者の負担**という観点からも適切である。

より一層の電子化を可能とする措置としては、**事前の承諾がないとしても、原則として電子メール等の方法を利用することができる**とする方策等が考えられる。